

中華人民共和国

外国人出入国管理法

(1985年11月22日、代回全国人民代表大会常務委員会第13次会議にて通過)

(1985年11月22日、中華人民共和国主席令第31号公布)

(1986年2月1日より施行)

第一章 総 則

第一条 (制定の目的と適用範囲) 中華人民共和国の主権・安全と社会秩序を保護維持し、国際的な交際の発展を有利にするため、特に本法を制定する。

外国人の中華人民共和国の国境の出入と通過及び中国内における居留と旅行に本法を適用する。

第二条 (外国人の出入国と居留) 外国人の入国と通過及び中国国内への居留は中国政府の主管機関の許可を経なければならない。

第三条 (国境通過と検査) 外国人の出入国と国境では、必ず外国人に対して解放された或は指定された港を通行し、出入国管理機関の検査を受けなければならない。

外国の交通手段の出入国と国境では、必ず外国人に対して解放された或は指定された港を通行し、出入国管理機関の検査と監視保護を受けなければならない。

第四条 (外国人の権利と利益の保護) 中国政府は中国国内の外国人の合法的な権利と利益を保護する。

外国人の身体の自由は侵されず、人民検察院の許可あるは決定あるは人民法院の決定を経ずに、公安機関或は国家安全機関の執行により逮捕されない。

第五条 (外国人の遵守事項) 外国人は中国国内に於いて、必ず中国の法律を遵守しなければならない。中国国家安全危害を加えず、社会公共の利益に損害を与えず、社会公共秩序を破壊してはならない。

第二章 入 国

第六条 (査証申請) 外国人の入国は、中国の外交代表機関・領事機関或は外交部(日本の外務省に相当)が授権したその他駐外国機関に申請して査証手続きをしなければならない。特定な状況の下では国務院の規定に従って、外国人は中国政府主管機関が指定する港(空港を含む)の査証機関に申請して査証手続きをしてもよい。

中国政府の主管機関は港の査証機関を指定し査証の申請処理をする。

中国政府と査証協議を締結している国家の人員が入国する場合は、協議に従って執行する。

外国が中国国民の入出国と通過に対して専門的な規定がある場合、中国政府の主管機関は状況に従って相応の措置を講じてよい。

直接通過する国際フライトに切符を持って搭乗しており、中国国内に24時間を越えて停留せず、空港から外へ出ない外国人は、査証を免除する。臨時的に空港から出る要求がある場合は、出入国管理機関の許可を経る必要がある。

第七条（査証申請時の必要書類）外国人が各種の査証を申請する場合、有効なパスポートを提供し、必要な時は関連証明書を提供しなければならない。

第八条（中国で仕事をする査証申請）招聘され或は雇われて中国で仕事をする外国人は、査証を申請する時、招聘或は雇用証明を持っていなければならない。

第九条（中国で定住する査証申請）中国へ来て定住する外国人は、査証を申請するとき、定住身分確認表を持っていなければならない。定住身分確認表は、申請者が定住する地域の公安機関に申請して受領する。

第十条（相応の査証発給）中国政府の主管機関は外国人の入国事由に従って相応しい査証を発給する。

第十一条（旅客・乗務員・船員名簿の提出）国際的に航行する航空機或は船舶が中国の港に到着した時、機長・船長或いは代理人は出入国管理機関に旅客名簿を提出せねばならない。外国の航空機・船舶はやはり乗組員・船員の名簿を提出する必要がある。

第十二条（入国の不許可）入国後、中国の国家安全と社会秩序に危害を及ぼす可能性があるとして認識された外国人は入国を認めない。

第三章 居 留

第十三条（居留時に保持する証明書）外国人が中国内に居留するとき、中国政府の主管部門が発行した身分証明書或は身分証明できるもの或は居留証書を必ず保持しなければならない。

身分証明書或は居留証明書の有効期間は入国事由に従って確定される。

中国内に居留する外国人は規定期間内に当地の公安機関に行って証書を検査のために提出しなければならない。

第十四条（長期居留資格）中国の法律に従って、中国内に投資した或は中国の企業・事業組織で経済・科学技術・文化協力及びその他中国に長期に居留する必要のある外国人は、中国政府の主管機関の認可を経て、長期居留或は永久居留の資格を獲得できる。

第十五条（政治亡命）政治的原因によって避難を要求してきた外国人は、中国政府の主管機関の認可を経て、中国内に居留することが許される。

第十六条（居留資格の短縮・取消し）中国の法律を遵守しない外国人に対して、中国政府の主管機関は中国停留機関の短縮或は中国居留の資格を取り消すことができる。

第十七条（臨時宿泊）外国人が臨時に中国内に宿泊する場合、規定に従って宿泊登記手続きを行わなければならない。

第十八条（居留地点の変更）居留証書を持っている外国人が中国内で居留地点を変更する場合、必ず規定に従って移転手続きを行わなければならない。

第十九条（就業できない人）居留証書を取得していない外国人と中国へ留学に来た外国人は、中国政府の主管機関の許可を経ずに中国で就業できない。

第四章 旅 行

第二十条（開放地区への旅行）外国人は、有効な査証或は居留証書を持っている場合、中国政府が規定した外国人に対して開放された地区へ旅行してよい。

第二十一条（非開放地区への旅行）外国人は、国外人に開放されていない地区へ旅行する場合、必ず当地の公安機関へ旅行証書を申請しなければならない。

第五章 出 国

第二十二条（外国人の出国）外国人が出国する場合、パスポート或はその他有効な証明書類により本人であることを証明すること。

第二十三条（出国禁止の外国人）下記の情況の一つに当たる外国人は出国を許可しない。

- (一) 刑事事件の被告人と公安機関・人民検察院或は人民法院が認定した犯罪容疑者。
- (二) 人民法院が、未解決な民事事件があり出国できないと通知した場合。
- (三) その他中国の法律に違反した行為が未処理で、主管機関が追及する必要があると認定した場合。

第二十四条（出国を阻止される外国人）下記の状況の一つに当たる外国人は出入国管理機関が出国を阻止し、併せて法により処理する。

- （一）無効な出国証書を所持して用いた場合。
- （二）他人の出国証書を所持して用いた場合。
- （三）偽造或はもとの字を消して書き直した出国証書を所持して用いた場合。

第六章 管理機関

第二十五条（入国・通過の申請受理機関）中国政府が国外で受理する外国人の入国と通過の申請機関は、中国の外交代表機関・領事機関と外交部が授権したその他の駐外機関とする。

中国政府が国内で外国人の入国・通過・居留・旅行の申請を受理する機関は公安部と公安部が授権した地方公安機関、外交部と外交部が授権した地方外事部門する。

第二十六条（入国等の受理機関の権限）外国人の入国・通過・居留・旅行申請を受理する機関は査証・証明書類の発給を拒否する権限がある。既に発給した査証・証明書類に対して取上げ或は廃棄を宣言する権限がある。

公安部と外交部は必要なとき、それぞれが授権した機関が行った決定を改変してよい。

第二十七条（不法入国・居留への対処）不法入国・不法居留している外国人に対して、県級以上の公安機関は拘留審査・居住監視或は国外追放できる。

第二十八条（外事民警の権限）県級以上の公安機関の外事民警の任務執行の時、外国人のパスポートとその他証書の検査を行う権限がある。外事民警の任務執行の時、自己の業務証明書類を提示しなければならず、関連組織あるいは個人は協力をする責任がある。

第七章 処 罰

第二十九条（本法違反者への処罰）不法入出国、中国国内の不法居留あるいは停留、有効な旅行証書を持たずに外国人に開放されていない地区へ旅行し、偽造・改造・悪用・出入国書類の譲渡などの本法規定の違反に対して、県級以上の公安機関は警告に処し、罰金或は10日以下の拘留処罰を行うことができる。状況が厳しい場合、法により刑事責任を追及する。公安機関の罰金或は拘留処罰を受けた外国人が、処罰に対して不服な場合、通知を受け取った日から15日以内に一級上の公安機関へ上告できる。また、上級公安機関の出した最終決定を理由として、当地の人民法院に直接訴訟を提起できる。

第三十条（状況が厳しい本法違反）本法第二十九条に列記した状況が厳しいとき、

公安部は期限を定めて出国させるか或は国外追放処罰をできる。

第八章 附 則

第三十一条（外国人の定義）本法で言う所の外国人は《中華人民共和国国籍法》に従って中国国籍を有しない人を指す。

第三十二条（国境地域の外国人への対処）中国と隣接している国家の外国人で、両国の国境が接する地区に居住している場合、臨時に中国国境へ入り中国国境を出る事に対して、両国の間に協議があるときは協議に従って執行し、協議が無いときは中国政府の規定に従って執行する。

第三十三条（細則の制定）公安部と外交部は本法に従って実施細則を制定して国務院に報告し承認を受けて施行すること。

第三十四条（外交機関等の成員）中華人民共和国に駐在する外国の外交代表機関・領事機関の成員及び特権と免除を享有しているその他外国人の入国管理は国務院及びその主管機関の関連規定に従って処理する。

第三十五条（施行日）本法は1986年2月1日より施行する。

注記:

本《中華人民共和国外国人出入国管理法》の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものではありません。

なお、各条の後の()内の記述は、訳者が読者の便宜のために付加したもので、中国文の正式な外国人出入国管理法にはありません。